

## 特許料・審査請求料の減免措置について

### ～中小ベンチャー企業、小規模企業を対象とした軽減措置の恒久化～

朝陽特許事務所  
所長 砂川恵一

5月16日、「産業競争力強化法等の一部を改正する法律」が成立しました。

これにより、中小ベンチャー企業、小規模企業を対象とした特許料・審査請求料等の軽減措置が、時限立法から恒久化されました。

それに伴い、特許料・審査請求手数料の他の減免措置についても、併せて簡単に説明します。

#### 1. 中小ベンチャー企業、小規模企業を対象とした軽減措置について

##### (1) 対象者

以下の個人事業主又は法人が対象となります。

- i) 小規模の個人事業主（従業員20人以下（商業又はサービス業は5人以下））
- ii) 事業開始後10年未満の個人事業主
- iii) 小規模企業（法人）（従業員20人以下（商業又はサービス業は5人以下））
- iv) 設立後10年未満で資本金3億円以下の法人

なお、iii及びivについては、支配法人のいる場合を除きます。

##### (2) 軽減措置の内容

###### ① 国内出願

- i) 審査請求料：1/3に軽減
- ii) 特許料（第1年分から第10年分）：1/3に軽減

###### ② 国際出願

- i) 調査手数料・送付手数：1/3に軽減
- ii) 予備審査手数：1/3に軽減

##### (3) 適用開始の期日について

「審査請求料」の軽減措置は、平成30年7月9日以降に特許の審査請求がされた場合が対象になります。

「特許料」の軽減措置は、平成26年4月1日以降に特許の審査請求がされた場合が対象になります。

国際出願に係る「調査手数料・送付手数料・予備審査手数料」の軽減措置については、[国際出願に係る手数料の軽減措置の申請手続について](#)をご覧ください。

#### 2. 個人を対象とした軽減措置について

こちらは、従来からの制度です。

##### (1) 生活保護を受けている者

審査請求料：免除

特許料1～3年分：免除

特許料4～10年分：半額軽減

実用新案技術評価請求手数料：免除

実用新案登録料1～3年分：免除

- (2) 市町村民税が課されていない者
  - 審査請求料：免除
  - 特許料 1～3 年分：免除
  - 特許料 4～10 年分：半額軽減
  - 実用新案技術評価請求手数料：免除
  - 実用新案登録料 1～3 年分：免除
- (3) 所得税が課されていない者
  - 審査請求料：半額軽減
  - 特許料 1～3 年分：半額軽減
  - 特許料 4～10 年分：半額軽減
  - 実用新案技術評価請求手数料：半額軽減
  - 実用新案登録料 1～3 年分：3 年猶予
- (4) 事業税が課されていない個人事業主
  - 審査請求料：半額軽減
  - 特許料 1～3 年分：半額軽減
  - 特許料 4～10 年分：半額軽減
- (5) 事業開始後 10 年未満の個人事業主
  - 審査請求料：半額軽減
  - 特許料 1～3 年分：半額軽減
  - 特許料 4～10 年分：半額軽減

3. 法人を対象とした軽減措置について  
こちらも、従来からの制度です。

- (1) 対象者
  - 以下の①～③の全てを満たす法人が対象となります。
  - ① 以下のいずれか
    - i) 法人税が課されていない
    - ii) 設立後 10 年を経過していない
  - ② 資本金 3 億円以下である
  - ③ 他の法人に支配されていない
- (2) 軽減措置の内容
  - ① 審査請求料：半額に軽減
  - ② 特許料（第 1 年分から第 10 年分）：半額に軽減

減免対象の中でも特に、特許の審査請求料は、比較的高額です。  
制度を正しく理解して、知的財産権の効果的な取得にご活用ください。

以上